

# 『自立支援医療受給者証 (精神通院)』をお持ちの方へ

## 再認定申請時における診断書の提出が 「2年に1度」になります (平成22年4月1日より)

支給認定開始日(受給者証の有効期間開始日)が平成22年4月1日以降となる再認定申請をされる際には、診断書の提出が原則不要となります。(ただし、前年度に申請をした際、診断書を提出していた場合に限りです。)

「2年に1度」の提出ですので、診断書を省略して再認定申請をされた場合、その次年度の再認定申請の際には、診断書の提出が必要となります。



### 【！ご注意！】

◆受給者証の有効期間はこれまでどおり1年以内です。毎年の再認定申請は必ず行ってください。

◆診断書の提出が「2年に1度」となるのは、再認定申請の方のみとなります。有効期限を過ぎてからの申請には、診断書が必要となります。

◆再認定の手続きは、有効期限の3ヶ月前から行うことができます。期限切れにならないよう、早めにお住まいの市町村窓口にて手続きを行ってください。

申請書類の不足、不備等により、市町村での受付日が有効期限経過後となった場合には、診断書が必要となりますのでご注意ください。(申請に必要な書類がすべてそろった日が受付日です。)

徳島県

